



2018年2月23日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社に対し会計処理問題に関する損害賠償請求訴訟（以下、本件訴訟）が提起され、昨日、訴状を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、併せて、当社の会計処理問題に関する国内の損害賠償請求訴訟の現状について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の概要等

個人投資家6名から、当社に対し、当社の不正会計により損害を被ったとして、3855万4560円の損害賠償を請求する訴訟が2018年2月8日に東京地方裁判所に提起され、昨日当社に訴状が送達されました。

当社としては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。なお、本件訴訟による業績への影響は軽微であり2018年2月14日公表の2017年度の業績見通しに変更はありません。

2. 国内におけるその他の損害賠償請求訴訟について

2018年1月26日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、当社の会計処理問題に係る損害賠償請求訴訟が、本件訴訟の他、国内で複数提起されており、各訴訟の概要は下表のとおりです。現時点では、本件訴訟を含め36件の訴状が送達されており、その訴額の合計は約1740億円です。

本件訴訟以外の損害賠償請求訴訟の概要

No.	裁判所	原告	人数	訴額
1	大阪地方裁判所	個人	1名	約5100万円
2	大阪地方裁判所	個人	45名	約1億7300万円
3	福岡地方裁判所	個人	6名	約3400万円
4	東京地方裁判所	個人	50名	約3億円
5	大阪地方裁判所	個人	104名	約4億2000万円
6	高松地方裁判所	個人	25名	約8500万円
7	福岡地方裁判所	個人	10名	約3700万円
8	東京地方裁判所	個人	1名	約4300万円
9	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1名	約12億6200万円
10	高松地方裁判所	個人	5名	約900万円
11	東京地方裁判所	個人	147名	約3億5000万円
12	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1名	約120億円
13	福岡地方裁判所	個人	6名	約2000万円
14	大阪地方裁判所	個人	23名	約4億4000万円
15	東京地方裁判所	個人	33名	約5700万円
16	東京地方裁判所	海外機関投資家 (アリアンツ・グローバル、ほか)	42名	約161億円
17	大阪地方裁判所	個人	1名	約3200万円
18	大阪地方裁判所	法人 (社会福祉法人愛生会)	1名	約700万円
19	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、ほか)	3名	約131億円
20	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、ほか)	3名	約51億円
21	東京地方裁判所	法人 (資産管理サービス信託銀行株式会社、ほか)	5名	約140億円

22	大阪地方裁判所	個人	27名	約6600万円
23	東京地方裁判所	個人	1名	約1100万円
24	東京地方裁判所	個人	2名	約8200万円
25	東京地方裁判所	法人及び個人 (株式会社エース事務機、ほか)	3名	約1億1500万円
26	東京地方裁判所	海外機関投資家等 (ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ほか)	70名	約438億9000万円
27	東京地方裁判所	個人	35名	約1億1000万円
28	東京地方裁判所	個人	1名	約2100万円
29	東京地方裁判所	海外機関投資家等 (グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、ほか)	6名	約92億2700万円
30	熊本地方裁判所	個人 ※福岡地方裁判所から移送。	1名	約1200万円
31	東京地方裁判所	海外機関投資家 (シュティヒティング・ペンションフォンド・カンピーナ、ほか)	14名	約217億5900万円
32	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、ほか)	2名	約5億7200万円
33	東京地方裁判所	海外機関投資家 (ノムラ・ネクストファンズ・アイルランド・ピーエルシー、ほか)	2名	約4億1400万円
34	東京地方裁判所	海外機関投資家 (カリフォルニア・パブリック・エンプロイズ・リタイヤメント・システム、ほか)	97名	330億円
35	東京地方裁判所	海外機関投資家 (アビバ・インベスター	4名	約8億2300万円

		ズ・マネジャー・オブ・ マネジャー・アイシーブ イシー (アイシーブイシ ー2)、ほか)		
--	--	---	--	--

上記 No. 1 から No. 35 までの損害賠償請求訴訟については、2017 年度第 3 四半期までに合理的に見積もり可能な金額を引当計上済みです。ただし、No. 34 及び 35 の損害賠償請求訴訟については、必要に応じて再度 2017 年度第 4 四半期に合理的に見積もり可能な金額を引当計上する予定です。

以 上